

## 揭示文書一覧(市長分)

令和7年7月15日

種別	番号	題名	主管課
規則	42	姫路市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
規則	43	姫路市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	消防局総務課
告示	405	指定居宅サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	406	指定地域密着型サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	407	指定居宅介護支援事業者の廃止について	監査指導課
告示	408	指定介護予防サービス事業者の廃止について	監査指導課
告示	409	指定介護予防支援事業者の廃止について	監査指導課
公告	392	姫路市福祉相談AIチャットシステム事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について	地域福祉課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 42 号

令和 7年 7月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年姫路市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の第7条の2第1号の規定の適用については、懲役若し

くは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

姫路市規則第 43 号

令和 7年 7月 15日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

姫路市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和42年4月6日規則第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の第10条の2第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置され

て懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

姫路市告示第 405号

令和 7年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定居宅サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	合同会社という
	事業所の名称及び所在地	訪問介護という 姫路市東山151番地 サングリーンハイツA201
	廃止年月日	令和7年（2025年） 6月21日
	サービスの種類	訪問介護
	事業所番号	2874011444
2	事業者の名称	医療法人社団慶和しらさぎ会
	事業所の名称及び所在地	訪問看護ステーションアビオしらさぎ 姫路市白国四丁目4番3号 センチュリー7 B203
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	訪問看護
	事業所番号	2864091448

姫路市告示第 406号

令和 7年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定地域密着型サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	けあぶらんどやまさき株式会社
	事業所の名称及び 所在地	デイサービスセンターやまさき家 姫路市夢前町菅生潤1506番地4
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	地域密着型通所介護
	事業所番号	2874008002

姫路市告示第 407号

令和 7年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定居宅介護支援事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	姫路医療生活協同組合
	事業所の名称及び所在地	姫路医療生協居宅介護支援事業所香寺 姫路市香寺町中仁野261番地7
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	居宅介護支援
	事業所番号	2874008952
2	事業者の名称	合同会社つながり
	事業所の名称及び所在地	ケアプランつながり 姫路市下手野四丁目8番52号
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	居宅介護支援
	事業所番号	2874010701

姫路市告示第 408号

令和 7年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定介護予防サービス事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による届出があったので、同法第115条の10の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	医療法人社団慶和しらさぎ会
	事業所の名称及び 所在地	訪問看護ステーションアビオしらさぎ 姫路市白国四丁目4番3号 センチュリー7 B203
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	介護予防訪問看護
	事業所番号	2864091448

姫路市告示第 409号

令和 7年 7月15日

姫路市長 清 元 秀 泰

指定介護予防支援事業者の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25第2項の規定による届出があったので、同法第115条の30の規定により告示する。

記

1	事業者の名称	合同会社つながり
	事業所の名称及び 所在地	ケアプランつながり 姫路市下手野四丁目8番52号
	廃止年月日	令和7年（2025年） 7月 1日
	サービスの種類	介護予防支援
	事業所番号	2874010701

令和 7年 7月15日

姫路市長 清元秀泰

姫路市福祉相談AIチャットシステム事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

標記の件について、下記のとおり公告する。

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

姫路市福祉相談AIチャットシステム事業業務委託

(2) 業務の概要

支援ニーズを抱えているが相談ができていない人が支援につながる事ができるように、気軽に相談ができる仕組みとして、傾聴・共感の機能を備える生成AIを活用した福祉相談用のチャットシステムの導入を図るもの。

(3) 履行場所

姫路市総合福祉会館及び受託者の事業所内等で本市が認める場所

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ア 導入準備

契約日から令和7年11月30日まで

イ 運用期間

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限金額

月額720千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

※ 提案上限金額については、前号イに示す運用期間に係る金額である。

前号アに示す導入準備期間については、本市は委託料を支払わないものとする。

2 プロポーザルの実施

- (1) 本件は、姫路市福祉相談AIチャットシステム事業業務委託公募型プロポーザル募集要項に基づき実施する。

姫路市福祉相談AIチャットシステム事業業務委託公募型プロポーザル募集要項は、姫路市役所ホームページで提供する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000030911.html>)

- (2) 担当部署及び連絡先

姫路市健康福祉局福祉総務部地域福祉課

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地総合福祉会館2階

電話：079-221-2303